

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号		
手続名	無免許の埋立に対する原状回復義務の免除			根拠条項	第36条		
審査基準	<p>公有水面の埋立の免許を受けずに埋立を行ったものから「無免許の埋立に対する原状回復義務の免除」の申請があった場合に審査する。</p> <p>過去実績がないので、審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、直ちに審査基準を策定する予定である。</p>						
	受付機関	港湾課 (土木事務所)	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課 (土木事務所)	標準処理期間 日
					標準經由期間 日		港湾(公有水面) - 11